

伊丹市学校教育審議会第1回会議録

- 日 時 平成22年6月24日(木) 18:00～19:30
- 場 所 伊丹市立総合教育センター 2階 研修室
- 出席者 【委員】浅谷知穂委員、禰知子委員、今田博之委員、川上隆史委員、佐伯聰子委員、芝野松次郎委員、須磨俊仁委員、徳田佳奈委員、中野知枝美委員、名須川知子委員、和田法子委員
- 【教育委員会】廣山義章教育委員長
- 【教育委員会事務局】佐藤教育長、肥爪管理部長、後藤学校教育部長、蘆原学校教育部参事、峰松管理部副参事、林総務課長、花谷総合教育センター主幹、田村学校教育担当主幹、大橋教育施策企画担当主幹、細川学校教育担当主査、阿南学校教育担当主査、齊藤学校教育担当事務職員
- 欠席者 榎木光夫委員、小西道昭委員
- 傍聴者 9名
- 議 事 (1) 委嘱状・任命通知書交付
(2) 廣山教育委員長あいさつ
(3) 会長・副会長の選任
(4) 諮問
(5) 審議
(6) 部会委員の選出

[審議内容]

事 務 局 皆様こんばんは。ただ今より第1回伊丹市学校教育審議会を開催させていただきます。

皆様には、大変ご多用のなか、伊丹市学校教育審議会の委員をお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。私は、本日の進行を務めさせていただきます教育委員会事務局学校教育担当主幹の田村と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日の会議につきましては、議事録作成の関係から、ご発言の際にはマイクをご使用いただきますことと、録音をさせていただくことにつきまして、ご理解いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

まず初めに皆様への委嘱状または任命通知書を交付させていただきます。本

来、教育委員長がお一人ずつお渡しすべきところでありますけれども、時間の関係上、失礼ながら机の上に置かせていただいておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、教育委員長の廣山よりごあいさつ申し上げます。

教育委員長 高いところから失礼を申し上げます。私、伊丹の教育委員長を本年より拝命いたしました廣山と申します。どうぞよろしく願いをいたします。開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

梅雨で、天候が悪くてですね、今日はたまたまですが、非常に蒸し暑い日、皆さんお集まりいただきまして本当にありがとうございます。公私ともに非常にご多用だと思いますが、こういう時間に呼び集めさせていただいて非常に恐縮をいたしますけど、どうぞよろしく願いいたします。

皆様、それぞれの立場で伊丹の教育に関心を寄せていただいて、ご尽力いただいて誠に心より感謝を申し上げます。

私、ちょうど孫がおりまして、幼児の教育には自分自身でも非常に関心があります。もう一度、教育を考え直してみようかなというふうに、自分の孫を見ながらですね、孫のためにというんじゃなくして、これから育ち行く子どもたちのためにということは今つくづく考えますし、長く教育にたずさわらせてもらって、今日の問題は私たちの、この大人の問題があったんじゃないかということも、つくづくと感じている。そういう感想を持ちながらですね、やはり、教育の問題は一日として気を緩めてはならないし、子どもたちの様子を見ますと、どうも孫の様子を見ましても、近所の子たちと遊ぶにしましても昔の子どもたちと様子が変わってまいりました。そして、子どもたちがその中で社会性を育てたり、自分の自立を促していくことを多くの仲間の中で学んでいった時代がございましたけども、そういう様子もちょっと周りにはなかなか見受けられないような時代に突入をしてしまいました。

これも、少子化の現象であるとか、いわゆる日本の社会情勢が問題になってくるんだと思いますけれども、そうしたことを考えてみますと、どんどんとその子たちが成長していく時に私たちがよかれと思ってしているんですが、残念だけど小学校に上がって、さらには、小学校から中学校に上がって思春期を迎えて、そして、高等学校に上がる。この子たちがどうしてこんなになってしまうのだろうか。これはまさに周りの私たちの問題だろうということと幼児教育を本当の意味で真剣に取り組んでこなかった問題であるかも知れない。それにたずさわった人たちは、真にそのことを問題にして歩みを続けていただいたんですけど、残念だけどそれが生きてこない。

また、今のお母さん方の様子を見ますと、働くお母さん方も随分と増えました。そして、保育所の問題などもあるので、私立の幼稚園では、それを先駆けて保育も含めながらですね、先駆けてしてもらっておりますが、公教育の方では、あるいは国は、あえては子どもを育てるのが大事だというふうに言われな

がらですね、なかなかそれに歩みが伴ってまいりません。やっと、教育基本法が改定になって、いよいよ国をあげてそういう方向に動こうではないかと、よい機会を求めたわけですが、子どもたちの問題が小学校の1年生になってから、話が聞けない子、落ち着いて教師とともに学ぶということになかなか取り組めない問題というのが様々な場所で、まだ伊丹の場合は大きくそれが顕現して問題にはなっておりませんが、そういうふうと考えていきますと、今日、幼児の教育、特に就学前の子どもたちの教育というのは、いずれの立場をもっておるにしても、非常に重要な局面にさしかかってきたんだろうと。

それで、本市の方は、もう皆さんご存知のように小学校区に1園という形で幼稚園を設置してやってまいりましたけれども、少子化の影響も非常にあって、こんな所でこういう申し方をしたら、何なんだと思いますが、公教育としては幼稚園に随分と投資をしております。でも、それに集まってくる子どもたちというのは、非常に少なくなってまいりました。その恵まれた環境の中で公の幼稚園が動いておりますけど、このままじゃ問題はあまりにも大きいんじゃないかというふうに私なんかは常々感じております。それで、そういうふうにごま減ってまいりますと、教育の中には切磋琢磨がなけりゃ育っていかない。だから、ある程度集団があり、ある程度の子どもたちがそこで競い合いながら、また、よい意味で刺激を受けて、そして、お母さん方もその中で随分と学ばれることが多いだろうし、私の娘なんか幼稚園に行って、そして園の先生と色々子育てのことを話し合えるのが非常にうれしいと。親からもなかなかそういうものが与えてもらえない。こんな時代にあって、それほどありがたいことはない。よく幼稚園が教育センターとしての役割を果たそうじゃないかというふうに言われますけども、そういうことがますます求められてきている。親御さんはそれに必死の思いですがっておられるというんですか、手探りなんだけど、そういう気持ちが非常に強いんじゃないかというふうに思っております。伊丹市長も幼稚園の教育とそれから保育の面と、そうしたものが国が言う施策のものとりながら、一つの総合的なものとして運営がしていけないだろうか。それと公立幼稚園、そして保育所、私立の幼稚園というふうに、ともどもそれぞれが担っている立場が成り立つようにやってまいるのがいいだろうというので、この教育審議会を2年にわたって過去、させていただきまして最後、結論はつけていただいたんですが、それが実らないままに今日に、まあいえば今日は仕切り直しというふうに言った方がいいかもわかりませんが、そういう状況にあります。

これは、いつまでも手をこまねいておったのでは具合が悪い。伊丹市の中でひとつそういうふうな先べんをつけていくような形を生み出していくことが、それぞれの知恵を持ち寄っていただいて、できないものだろうか。というので今日のこの審議会を招集させていただいたということになりました。前から引き続いてくださっている委員の先生方には、十分に2年もかけて審議してきたことなのに、という思いをお持ちではあるかと思いますが、世の中の動きや政治的な面での動きもいろいろとあるなかで、今日本当にこの問題に先

べんをつけるべく動かねばならないだろうという強いそういう決意を、市長をはじめ持ってください、教育委員会の事務局の方もそれに向かってまい進していこうではないかということで、今日の宿題を抱えながら、この現代の中でなかなかこの地域もそれに答えをよう出さなくて進んでいる問題に少し先べんをつけていただけないだろうかという思いで一杯でございます。どうか後ほど諮問をさせていただきますけども、改めてこのテーマについてよりよい方向が見い出せますように、どうぞこれからのご審議よろしくお願いをしたいと思います。

最初にあたりまして、お詫びともどもと言いますか、私どもも辛い思いを持ちながらですね、改めてこの会を発足させていただいてよろしくお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

事務局 次に、伊丹市学校教育審議会委員の皆様のご紹介に入らせていただきます。配付資料の1ページを開けていただけますでしょうか。50音順の委員名簿がございます。本日は、小西委員が所用のためご欠席という連絡をいただいております。また、榎木委員からは連絡はいただけていないんですけども、まだ来られておりませんので、本日は11名の委員の皆様にご出席いただいております。恐れ入りますが、この名簿順に自己紹介の形でお願いできますでしょうか。

< 委員自己紹介。事務局についても紹介 >

事務局 続きまして、この伊丹市学校教育審議会についてご説明申し上げます。資料の2ページをお開けください。伊丹市学校教育審議会条例に所掌事務、組織、任期などを定めておりますほか、第5条をご覧くださいと、「審議会の運営に関し重要な事項は教育委員会規則で定める」としてありまして、その規則は次のページ、資料3ページの学校教育審議会条例施行規則のことでございます。その第2条に「審議会に会長及び副会長1人を置く」「会長及び副会長は委員の互選によりこれを定める」としてありますので、今から会長と副会長を皆様に出選いただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。どうぞさせていただきますでしょうか。

< 「事務局案を」の声 >

事務局 そうしましたら、会長にA委員、副会長にはB委員を提案させていただきたいと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

< 「異議なし」の声 >

事務局 それでは、A委員、B委員につきましては、それぞれ、会長席・副会長席の方にご移動をお願いいたします。

事務局 それでは、会長様、副会長様よりごあいさつをいただきますとともに、これより以後の進行をA会長様にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

会長 皆様こんにちは。会長という非常に重責をいただきまして、本当に大役ということで緊張しておりますけれども、実は幼児教育の方で前回の会長でいらした片山忠治先生は、私が尊敬する私の上司であられて、それで先生のお名前もうちがったりしたりしておりましたので、この審議会の委員をおおせつかったところでございますが、まさか会長になるとは思いませんでした。できるだけのことを伊丹の子どもたちのために一生懸命やってまいりたいと思いますので、どうぞご協力よろしくお願いいたします。

行き届かないことあるかと思いますが、B副会長ともども誠心誠意その職を務めてまいりたいと思っております。

委員の皆様方の積極的なご意見、ご審議をいただき、実効ある答申を出すことができますよう、委員の皆様方のご協力を改めてお願い申し上げる次第でございます。

甚だ簡単ではございますが、会長就任のごあいさつとさせていただきます。

副会長 関西学院大学人間福祉学部のBでございます。ご指名をいただいてなかなか難しい任務をお引き受けしたな、という感じをいたしておりますけれども、さきほども少し申し上げましたように、この会で色々検討して一定の方向を出させていただいたわけですが、さきほど、教育委員長の方からありましたように、これを具体的に実行に移していくということで、いったん仕切り直しということでやっていくということでもあります。すべての人にとって何かいい解決方法がないかなということも考えつつ、いい答えが出るようにがんばっていききたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会長 それでは、こちらの方で進めさせていただきます。副会長のB先生ともども誠心誠意させていただこうと思っております。まず、審議会を始める時にですね、審議会は原則的に公開ということになっているということなので、このことについて事務局の方からご説明いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

事務局 資料の4ページをお開けください。伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針というのが載っております。その第3条で「審議会等の会議は、公開とする」としております。ただし、会議の内容に伊丹市情報公開条例第7条各号に掲げる情報が含まれる場合は例外になるとしまして、第3条第3項で「審議会等は、会議を非公開とした場合は、その理由を明らかにしなければならない」と定められております。

情報公開条例につきましては、資料の6ページ以降に掲載しております。

第7条と申しますのは、7ページの中ほどに載っておりますので、あとでご覧いただければと思います。

資料4ページに戻っていただけますでしょうか。審議会等の会議の公開に関する指針の第4条ですけれども、「審議会等の会議の公開は傍聴によるものとし、傍聴に関する手続き及び遵守事項は、会長が別に定める」とございますが、本審議会につきましては、すでに定められております。それが資料13ページの伊丹市学校教育審議会傍聴要領でございます。

第2条の傍聴定員でございますけれども、「会長は、開催場所の定員等を勘案し、傍聴者の数を制限することができる」とあります。傍聴希望者がその人数を上回る場合は、抽選によって傍聴者を決めることになっております。第3条には、傍聴の受け付けは会長が会議の開催を周知した日から会議30分前までの間に行うものとする。2としまして、会議を傍聴しようとする者は氏名、住所を受付簿に記入しなければならないと規定しております。

第8条には伊丹市の記者クラブに加盟する報道関係者につきましては、さきほどの第2条と3条の規定は適用しないとしております。

さっそくでございますけれども、本日は傍聴希望の方が外におられますので、傍聴定員を決める必要がございます。A会長様、いかがいたしましょうか。

会 長 傍聴者はこちらにおすわりになるんですね。そうするとだいたい9名くらいですか。よろしいでしょうか。事務局の方もだいたい9名でよろしいでしょうか。

事 務 局 会長判断ということで。

会 長 それでは、9名といたします。傍聴希望者を傍聴席にお入れいただけたらと思います。傍聴者の方がお入りになるまで少々お待ちいただきたいと思います。

<傍聴人が会場に案内される>

本日は9名が傍聴されるということでよろしいでしょうか(事務局に確認)。傍聴の方につきましては、学校教育審議会傍聴要領に従って傍聴していただきますようお願いいたします。

それでは、教育委員会からこの審議会に対しまして諮問をお受けしたいと思っております。よろしく申し上げます。

<教育委員長が諮問文を読み上げる。そのあと諮問書を会長に手渡す>

会 長 ただ今、教育委員会からの諮問をお受けいたしました。今後、この諮問に基づきまして、委員の皆様へ審議をお願いするわけですが、本審議会におきましては会議録(議事録)が必要でございます。さきほど事務局から説明のありま

した「伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針」第5条によりまして、「会議録は会長が作成する」というふうになっております。また「会議録には会長が指名した2人の出席委員が署名する」と定められております。そこで恐れ入りますけれども、時計回りに指名させていただくというか、こちらの方からC委員とD委員から指名させていただき、署名していただくということによろしいでしょうか。(両委員受諾)ありがとうございます。よろしくお願いたします。

では、ただ今の諮問に基づきまして、議事に入っていきたいと思えます。諮問によりますと、前回の学校教育審議会の答申を踏まえ、幼保一体化施設の導入について検討するというのが私たちの仕事でございますが、この辺のことについてもう少し詳しく事務局の方からご説明いただけますでしょうか。よろしくお願いたします。

事務局 資料の15ページをご覧くださいませでしょうか。前回の学校教育審議会の答申概要を載せております。最初に「はじめに」という四角囲みの小見出しがございますが、その4段落目以降を読ませていただきますと、本審議会では、「今後の幼児教育のあり方」として 公立幼稚園の適正規模・適正配置 幼児教育における公私の役割分担 幼保総合施設という三つの諮問事項について審議を重ねた。なお諮問事項の幼保総合施設については、教育と福祉両分野にまたがるテーマであるため、本市でも初めての試みとして伊丹市福祉対策審議会・学校教育審議会合同部会を設置して審議し、その結果を基本に据えながら審議を行うこととした、とあります。

その合同部会の審議結果につきましては、資料18ページをご覧ください。「(2) 幼保総合施設について」という見出しの下のアンダーライン部分です。読ませていただきますと、先に創設された認定こども園制度が、施設類型によっては十分な保育内容が担保されないおそれがあること、直接契約によるデメリットが懸念されること等の課題を抱える制度であることなどから、同制度の活用を前提とした推進策を講じることは現時点では適当でないと考え。とはいえ、幼保の一体的運営については、保育の受け皿の確保及び保護者の就労の有無に関わらず就学前のすべての子どもに幼児教育・保育を提供するための一方策として、既存施設を有効に活用することを基本に、具体化に向けて検討する必要がある。

こういう方向性が示されました。これを受けて学校教育審議会は、同じページの下の方にある、「おわりに」という見出しの下、アンダーライン部分ですが、幼保総合施設のあり方については、合同部会によって「今後の検討課題」という位置づけがなされた。このため、本審議会は公立幼稚園の統合にあたり、存続園以外の施設の利活用について確固たる展望が持ち得ない。そのことにより、公立幼稚園の適正規模・適正配置についても「今後の検討課題」と位置づけざるをえない。こういう結論となりました。

諮問事項の 公立幼稚園の適正規模・適正配置と 幼保総合施設については、実行性が示されなかったということでございます。しかしながら、方向性に付

いては、全ての諮問事項について示していただいております。ポイントだけ申し上げますと、資料15ページにお戻りください。下から5行目のアンダーライン「今後も公私の幼稚園が共に幼稚園教育を担っていくことが望ましい」つまり、今後も公立幼稚園は存続させる、公私が切磋琢磨しながら伊丹の幼児教育に取り組んでいくということでございます。

続きまして公立幼稚園の適正規模ですが、資料17ページをご覧ください。一番上のアンダーライン部分、公立幼稚園17園を14園程度に統合し適正規模に整備することが望ましい、としております。ただし、これは統合対象園の利活用を前提とした方向性でございます。統合にあたっては、存続園以外の施設の利活用策を同時に示すなど保護者や市民の理解を十分得よう努めることが必要であり、利活用については幼稚園からの転用という点を考慮すれば、「就学前の子どものための施設」とするのが適当と考える、としまして統合と利活用はセットであるという考えを示しております。

また、その後のアンダーライン部分ですが、適正なクラス人数の維持という観点から、4歳児・5歳児とも単学級の園で各クラス20人を割るような状況になった場合には、幼児数の動向や幼稚園の設置状況を見極めながら、公立幼稚園の統合も視野に入れて、適正規模を検討することが必要としております。これは利活用とセットという、さきほどの考え方とは別に、子どもの育ちという観点から統合の基準を示していただいたものでございます。

最後に、すぐ下のアンダーライン部分ですが、園の統合にあたっては、現在のブロック園区制を廃止し、全市を一つの園区とするのが望ましい、と提言していただいております。ブロック園区制につきましては、別添の資料の地図をご覧くださいませうでしょうか。カラーのA3の地図を別途に付けております。この地図でA～Fまで色分けされた区域がございます。これが、ブロック園区でございます。Cだけが一つの小学校区、あとは小学校区二つないしは四つを組み合わせ、その区域内の公立幼稚園を自由に選んで入園していただけるようにしている制度でございます。

以上、前回審議会の答申内容を答申概要版に沿ってご説明いたしました。答申の全内容につきましては、別添資料(1)として本編をご用意しておりますので、詳しくはこれをお読みいただきますようお願いいたします。

会 長 ありがとうございます。今の説明に関して何かご質問等ございませんでしょうか。

E 委 員 今、事務局の方に説明していただいたんですけども、今回初めて参加させていただいて、公立幼稚園が17園あって14園程度に統合し適正規模に整備することが望ましいということですけども、もう少し根拠とか理由があれば具体的に教えてもらえませんか。

事 務 局 資料17ページの一番上の3行に書かれておりますけれども、幼児期は人間

形成の基礎が培われる重要な時期であることを考えれば、「一定規模の集団での群れ遊びを通じて子どもを健やかに育むという観点からも、各園において4歳児、5歳児ともに複数の学級があるのが望ましい」という考えに立たせられて、その審議が行われた当時の平成19年度の4歳児の入園者が総定数750人に対して656人でありましたので、各園2クラス60人編制をした場合、11園ありましたら、11園×60人で合計660人になり、全員を受け入れられるという計算をまず、最初になさいました。

しかし、地域の事情によっては閉じられない園もあることや、市域全体を見ななかでの配置のあり方などが検討された結果、14園という数字が出てまいりました。具体的に園名を挙げての審議に入りまして、過去10年間の各園の就園状況から4歳児・5歳児とも1クラスしかない状況が続いていた5園、具体的には神津、緑、はなさと、せつよう、すずはらの各幼稚園が選定されまして、様々な検討が加えられた結果、緑、はなさと、すずはらの3園が統合対象園の候補として一時的に名前が挙がったという次第でございます。

さきほど申し上げましたように、福祉対策審議会との合同の審議において、認定こども園の制度に対する慎重な意見が出され、議論が公立幼稚園の利活用まで発展しなかったために、学教審の方も統合対象園の検討は途中で終わってしまいました。いわば審議途中の暫定的な案であったがために、この3園の名前は答申には盛り込まれませんでした。その後、緑幼稚園は4歳児の就園者が増えまして、今年度から複数学級となっております。今回の審議会では、このような状況の変化も考慮しながらご審議いただけたらと思っております。

以上でございます。

会 長 ありがとうございます。今のご説明でおわかりいただけたでしょうか。他に何かございましたら、よろしく願いいたします。

今の説明からいたしますと、今回も学校教育審議会と福祉対策審議会の合同部会を設置する必要性は是非ともあるんじゃないかと思いますが、福祉対策審議会の方の状況について、ちょっとお聞きしたいと思っておりますので事務局の方からご説明いただけるでしょうか。

事 務 局 福祉対策審議会の方はすでに先月25日に平成22年度第1回全体会を開催されまして、保育所待機児童の解消が喫緊の課題であり、次世代育成支援行動計画（愛あいプラン）後期計画に示された保育所定員の増員を実現するため、既存施設を活用した認定こども園についても検討する必要があるといたしまして、学校教育審議会との合同部会の設置を決められ、福祉対策審議会側の委員5人の選出をされております。その名簿は資料19ページをご覧くださいませでしょうか。その名簿を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、次世代育成支援行動計画（愛あいプラン）後期計画につきましては、別添資料(3)として付けております。その保育サービスの充実に関する記述は、資料20ページを開けていただきますと載っております。潜在的ニーズを含め

200人以上の保育所待機児童が生じております云々ということが載っております。あとでご確認いただきたいと思います。

会 長 ありがとうございます。合同部会のことわかりました。この次世代育成支援行動計画・後期計画というのは全国でも立てられていて、たまたま私も加東市の方の委員もさせていただいたんですけども、その方でまた議論が立てられているということでした。今、ご説明の中にありました、しなくちゃいけないというふうに思われるんですけども、さきほどの学校教育審議会施行規則、資料の前の方の3ページにちょっと書いてあるということですけども、よろしいでしょうか。この第5条によりますと、審議会は部会を置くことができ、部会の委員は会長が指名することというのが第5条に書いてあります。では、今から部会を置くことにして、委員をこちらから指名させていただいてよろしいでしょうか。

それでは、私の方で、前回の合同部会の委員を務められたB副会長とD委員に再びご尽力いただきたいと思いますがよろしいでしょうか。そして新たにF委員、G委員、C委員のお三方にもお願いしたいと思います。お引き受けいただけますでしょうか。

< 5人受諾。拍手 >

会 長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。さきほどの事務局に説明していただいた中で、次世代育成支援行動計画の後期計画に保育所定員の増員というのがありましたけれど、この行動計画はこちらではB副会長が、この計画をおまとめになったとお聞きしております。このことについてちょっとご紹介いただけませんかでしょうか。

副 会 長 次世代育成支援行動計画・後期計画を昨年度より色々な調査をしながら4月1日より実行に移しているわけですけども、次世代育成支援行動計画そのものが、それぞれの市町村が、あるいは事業主といわれるところが行動計画を作って、それを実行に移さなければならないというふうなことが法律に定められておりますが、これは10年間の時限立法ということで、その前期の計画が昨年度で終わったということでありまして、これから5年間、この計画が後期計画として進められると。

後期計画を策定するにあたってですね、実は保育事業がどれくらいあるのかというニーズ調査をいたしております。これは保育のことだけではなくて子育て支援全般についての調査でありますけれど、その中にですね、例えば、働きたいというふうなことを希望している人の割合はどれくらいあるんだろうとか、あるいは色々なサービスの利用に関してどれくらいのニーズがあるんだろうかというふうなことを総合的に見た上でですね、保育事業がおそらくこれからは、これくらいあるんじゃないかという予測をしておりますが、それが2

00ぐらいというふうなことが待機児童として出てくるだろうということが考えられます。さらには、その5年後には340ほどの待機児童の数が出ると、こういう中で現在の保育所の数では到底足りないというふうなことになっておりますけれども、ご承知のように保育に関しましてはですね、これはそのまま保育所をどんどん作っていけばいいというふうなものではないということもありましてですね、色々な方策を考えていく必要があるというふうなことが検討されました。一応その新たな形として、例えば今回ここで審議することになっております幼保一元あるいは認定こども園というふうなことを検討していかないといけないのではないか、というふうなことも提案としておたずねさせていただいているということでもあります。

会 長 ありがとうございます。お聞きしますと福祉サイドで、保育所の待機児童解消という観点で、当然だと思いますけど、公立幼稚園施設の活用というのを考えてらっしゃるということがわかりました。しかし、ここは学校教育審議会ですので、私たちはそれは当然ニーズとしてあることは踏まえた上で、もちろん考えなきゃいけないんですけど、それ以上にですね、学校教育の視点で子どもたちの育ちということではまず考えていこう。そして色んな、ベストと言えなくても、ベターな、よりよい、子どものための教育環境というものを考えていくという方向は共通の視点として持っていきたいと思いますので、よろしゅうございますでしょうか。その辺をよろしく願いいたしたいと思います。

さていよいよ、これから実際の審議に入ってまいりますけれども、そうしたら公立幼稚園のことを考えるということで、公立幼稚園の就園状況とか施設の状況について、まず把握しておくことが必要だと思うんですけども、共通理解ということでこの辺を事務局の方からご説明願えないでしょうか。よろしく願いいたします。

事 務 局 資料20ページをご覧ください。横長の表でございます。昭和50年度から現在までの5歳児と4歳児の基礎幼児数や公立幼稚園の入園者数などを表にしたものでございます。上から3行目、昭和52年度の5歳児基礎幼児数は3,666人で、これが本市の5歳児のピークでございました。そのときは、このいけ幼稚園がまだ開園しておりませんので、計16園が5歳児だけの1年保育をしておりましてけれども、就園者数もこの年度が2,341人とピークでございました。これが一番下の22年度には、5歳児基礎幼児数がほぼ半分の、1,874人、5歳児就園者はピーク時の3分の1以下の630人にそれぞれ減少しております。少子化の影響が如実に表れているとすることができるかと思えます。

表の真ん中あたりの平成5年度の数字を太線で囲んでおりますが、この年に教育委員会として4歳児からの2年保育を開始しております。右の方のトピックスというところに「2年保育開始」と書いております。4歳児の総定数を700人に設定してございました平成11年度の4歳児応募者は939人とピーク

を記録いたしまして、その年の抽選の状況を見ていただきますと17園中13園で抽選が行われ、126人が入園待機となるという大変な状況でございました。このために、翌年度から総定数を735人に増やしまして、平成14年度からは、4歳児の1クラス定員を35人から30人に減らして、よりきめ細かな保育を実施するとともに総定数を750人に増やしております。

4歳児の応募者は、ピークの平成11年度を過ぎてからは減少傾向が続いております。平成15年度には就園者が741人と初めて総定数の750人を下回るということになりました。平成17年度には秋の定期的な園児募集、10月の最初の3日間でやるんですけども、そのときの応募者についても745人と初めて総定数を割り込んでおります。これが全体の状況でございます。

続いて各園ごとの状況でございますが、資料21ページをご覧くださいでしょうか。横長の表ですけども、平成13年度から今年度までの10年間につきまして、公立17園の毎年5月1日現在の就園状況を示しております。例えば一番上の伊丹幼稚園の行を見ていただきますと、平成13年度は園児数が4歳児35人、5歳児37人の計72人が就園して、クラス数は4歳児が1クラス、5歳児が2クラスの計3クラスだったということでございます。4歳児のクラス定員はこの年度までが35人ございました。翌年度から30人に減らしております。4年後の平成17年度のところを見ていただきますと、網掛けがしてございます。これは4歳児も5歳児もともに1クラスしかない、いわゆる単学級園であったということを表しています。表の一番右の列には、この10年間の延べ就園者数を表示しております。伊丹幼稚園は706人ございました。右端の列の丸囲み数字は、延べ就園者数が何番目に多かったかを示しております。伊丹幼稚園は17園中10番目に多かったということでございます。

この要領で各園の状況を見ますと、延べ就園者数の一番少ないのは神津幼稚園でありまして512人。以下、すずはら幼稚園の528人、緑幼稚園の548人、せつよう幼稚園の552人、はなさと幼稚園の594人、ありおか幼稚園の604人などの順番となっております。

続きまして施設の状況につきましては、資料22ページをご覧ください。縦長の表なんですけれど、保有教室数とか敷地面積、園舎の構造と延べ床面積、園庭の面積を園ごとに表示しております。もし公立幼稚園の施設を利用して幼保一体化施設を整備するという事になった場合の参考にさせていただきたいと思っております。

資料の次のページ・23ページ、今度は横長の表になります。これには市内の3歳児、4歳児、5歳児が公立・私立の幼稚園あるいは保育所に何人ずつ通っているかについてまとめたものでございます。一番右端の今年度の数字を見ていただきますと、4・5歳児の場合、おおまかに言えば、私立幼稚園に4割前後の子どもが行っていて公立幼稚園に3割強の子どもたちが行っている、保育所には公私合わせて2割強が通っているという状況でございます。下の「在宅他」という表示がありますけれども、この「在宅他」の範疇に入る子どもた

ちの中には、無認可の幼稚園や保育所、あるいは企業内の保育所などに通っている子どもも含まれております。

4歳児・5歳児の一番左の平成10年度からの経年変化を見ていただきますと、幼稚園は公立・私立とも就園者が減少傾向にあると、逆に保育所は入所者が増加傾向にあるということが読み取っていただけるのではないかと思います。

また、公私立幼稚園及び公私立保育所の配置状況につきましては、さきほど見ていただきましたけれども、別添資料(2)の地図を用意しておりますので、これで配置状況をご確認いただきたいと思います。以上でございます。

会長 ありがとうございます。ただ今、事務局に説明いただきました中で、何かわかりにくかった点、補足でお聞きになりたい点などございましたらどうぞお願いいたします。

大まかな傾向はわかっていただけたんじゃないかなと思いますけれども、よろしいでしょうか。ありがとうございます。そして公立幼稚園の就園状況や施設の概要について、今ご説明いただいてわかったんですが、もう一つ、幼保一体化の取り組みとしまして、認定こども園ということが大きな話題になると思っています。ここでちょっと共通理解も図っていくことも必要ではないかと思っています。これは国でも兵庫県でも推進しているという制度なんですけれども、度々ですみませんが、認定こども園についても、ちょっと事務局の方から、説明いただけますでしょうか。

事務局 認定こども園の所管はこども部になりますけれども、私の方から基本的な事柄について説明をさせていただきます。

別添資料の(4)に兵庫県が作成しましたパンフレットをつけておりますので、それをご覧ください。表紙の写真の下に大きな白抜きの文字で書いてあるんですけど、「就学前のすべての子どもに幼児教育・保育を提供、つまり保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて教育・保育を一体的に提供するんだということ。もう一つは地域における子育ての支援。具体的には子育て不安に対応した相談活動や親子の集いの場を提供する」としております。この二つが認定こども園の大きな特徴になっております。

一つめくっていただきますと、左ページに認定こども園の制度化の背景に続きまして、その下に制度の概要が説明されております。丸や四角を組み合わせた図が真ん中にありますけども、そこにさきほど申し上げました二つの大きな特徴、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能、この二つの機能を備える施設として都道府県が認定したものを指すんだということでございます。右には認定こども園の四つのタイプが紹介されております。一番上は、幼保連携型といいまして、認可の幼稚園と認可の保育所が連携したタイプの認定こども園です。次が幼稚園型。認可の幼稚園が無認可の保育所機能を備えた、そういう組み合わせの認定こども園のタイプのもので、三つ目が保育所型。認可の保育所が無認可の幼稚園機能を備えた

ものです。四つ目が特定認可外保育型。地方裁量型とも言っておりますけれども、これはともに無認可の幼稚園・保育所を組み合わせた地方の需要に合わせて、そういう機能を組み合わせるタイプのこども園であるという四つのタイプを紹介しています。

この制度がなかなかわかりづらいといえますのは、幼稚園と保育所という既存の制度を残したまま、その上に乗っかっている制度であるという点であろうと思います。幼稚園は文科省が管轄する教育施設、保育所は厚労省の管轄する福祉施設という位置づけはそのままになっておりまして、今現在まだ本当の意味の幼保一元というのは実現していないのが現状であります。

認定こども園は、既存の制度を残したまま、教育・保育・子育て支援を一体的に提供することで時代の変化に対応しようとする制度であるとお考えいただけたらよいかと思います。

右ページには、認定こども園の利用手続きはすべて施設との直接契約になるということの説明のあとに、認定こども園での認可モデル例としまして幼保連携型の一例が紹介されております。色々カリキュラムがあると思うんですけども、一つの例として掲げられております。表の左側、0・1・2歳児は朝、来たときから夕方、保護者が迎えに来るまで保育所の保育を受けます。一方、表の右側の3・4・5歳児は、長時間利用つまり保育所の子も、短時間利用つまり幼稚園の子も4時間程度、一緒に午前中は幼稚園教育を受けまして幼稚園の子は昼過ぎに帰りますが、保育所の子は引き続き夕方まで保育を受けるという一日の流れが紹介されております。

もう一つめくっていただきますと、認定こども園に移行する理由、運営費用や補助制度など事業者向けの説明がありまして、さらにめくっていただきますと、認定こども園を運営しておられる方のコメントが載っております。一番最初に、今審議会のG委員のコメントが載っております。是非、お読みいただけたらと思います。

あと、資料集の30ページをお開けいただけますでしょうか。文科省がまとめた今年4月1日現在の全国における認定こども園の認定件数でございます。兵庫県は31件の認定こども園が存在します。これは東京、長崎、北海道に次いで第4位ということです。次の31ページには、兵庫県内の認定こども園の施設一覧というのが兵庫県がまとめた資料で載っております。また資料の24ページには、認定こども園の根拠法となっております「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」も掲載しておりますので、また各自で目を通していただければと思います。以上でございます。

会 長 ありがとうございます。G委員はすでに認定こども園を運営しておられますが、具体的なイメージがほしいと思いますので、経営者のお立場から結構ですのでちょっとご紹介いただけたらと思います。

G委員よろしいでしょうか。認定こども園についてご紹介していただけますか。

G 委 員 認定こども園につきましては、今ご紹介いただいたあれがすべてでございまして、幼稚園と保育所の機能を一体化している施設です。私ども、ちょうど丸3年になるところでございまして、ようやく兵庫県の方もそれなりに人数が集まってまいりまして軌道に乗ってきたところではないかと思えます。こういう言い方したらあれなんですけど、当園の認定こども園というよりも、兵庫県が100園を目指して知事が推進しておりますので、今現在あと15園ほど今、希望が出てますので、来年には40ぐらいにはなるんじゃないかと思って今、認定こども園の研究会ということで、それぞれ認定の形をとるように各園が交流を図っているところでございます。そのほか、どういうことを申し上げたらいいんでしょうか。

会 長 ありがとうございます。幼保の一体ということでのメリットとかいうのがございましたら。

G 委 員 はい。わかりました。このパンフレットの中にも書かせていただきましたように、幼児教育と保育の一体化ということですので、0歳からうちは預かっておりますが、0歳から1歳・2歳までは認可外保育施設という形でお預かりをしております。兄弟の上の子は満3歳になりましたら、幼稚園の方に入らせていただきまして、満3歳、3歳、4歳、5歳と就園しています。就労、未就労にかかわらずお預かりをしておりますので、働いているお母さんがお迎えに来られたときも兄弟一緒に帰っていただくとか、そういった面で教育の連続とかそういうふうなことが保障されているんじゃないかと思っております。

今現在、1歳の子どもたちも0歳はともかくとして、1歳の子どもたちからも年長さんの中に入って一緒に体操したり、園の行事はすべて一緒に活動を行っております。ただ保育士と幼稚園教諭との違いがございまして、そういった面では、はっきり区別をして幼稚園の先生は幼稚園の教育、また保育所は保育士さん、もちろん両面持っておりますけれども、先生方が定期的に交流をして、幼稚園の先生も0歳の子どもたちがどんなふうに住んでいるかってことをいつもの生活の中できみ取る。そして、また認可外保育所の先生も就学前の子どもたち、自分たちが育てた子どもがどういうふうに住んでいくのかということを追跡してみてもらおう、ということが特典ではないかと思っております。とっても喜んでいただいています。朝の7時から夜の8時までお預かりをさせていただいておりますし、夏休みも長期休暇ですね、夏休み、冬休み、春休みも朝の7時から夜の8時までお預かりさせていただいております。

会 長 だいぶんイメージがふくらんできたような気がします。何か今のご紹介に対して質問などございましたらお願いいたします。

私もちょうと公立の方の、宝塚のですね、認定こども園に直接関わらせていただいて非常に内容的にはね、保育士さんの方も幼稚園教諭の方もお互い学び

合える。それから子どもを連続して見られる。非常にメリットが大きいというのを実感しております。ありがとうございました。今のことに关しましてご質問とかございましたらお願いいたします。

こんな感じだなというのがわかったところで次のですね、この審議会は、前回の審議会の継続という位置づけとなっておりますことから、前回審議会の答申内容をまずご理解いただいたうえで、公立幼稚園の現況や認定こども園制度についても共通理解を、こんな感じかなということで、かなり長時間にわたり確認作業ということで続けてまいりました。ずいぶん、お疲れになったことと思います。本日は初回でございますので、具体的審議内容というよりは、そういった内容につきまして、また、今日聞いたことに基づいて審議は次回からというふうにしたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。一応基本的なところを共通理解したということで今回はとりあえずここでということでありありがとうございます。そしてまた、福祉対策審議会との合同部会も大事な仕事なんですけれど、委員に就任していただきました皆様には、近く合同部会があるということなので出席の上ご審議いただくと、そちらとのやり取りもしながらいきたいと思ひます。こちらの諮問事項の審議は、次回からということにさせていただきますと思ひます。それでよろしいでしょうか。

一つだけ最後にお諮りしたいんですけれども、この会議の初めに事務局の方から、会議の公開・非公開について説明がございました。私たちは、具体的にどの園に幼保一体化施設とか色んな方向が考えられると思うんですけれども、とりあえず前の審議を受けて、そのまま宿題が残された形なので、具体的にどういうふうな形にしていくのかということ、これから非常に詰めて考えていかなければならないところなんです、次の合同部会では、具体的な園名が出るか、あるいはそれが類推されるような形で審議されるのではないかとこのように予想されます。それを受けての次回の学校教育審議会におきましても、それを踏まえて具体的な名前を挙げながら審議することになるのは明らかでございます。

具体的な園名が挙がるということで様々な不安とか推測とかうわさとか流れやすくなってくるということなので、そういうことも耳にしているということもありますので、相当な混乱というのが逆に審議している途中で起こるんじゃないかなというふうになるんですね。今日諮問されましたので、それについての答申はいずれキチツとした形で出すわけなんですけれど、紆余曲折する内容になるんじゃないかと、地域の名前も出てくるので、率直な意見交換が逆に混乱を招くということで、言いにくいというのが出てきたりするんじゃないかということで、これは会長提案なんですけれども、少なくとも答申するまでの審議を非公開にしたいのですが、委員の皆様はどのようにお考えなのかちょっとその辺を。

私の原案はそうなんです、大変、傍聴席の皆様には申し訳ないんですが、その辺をどうお考えなのか、非公開ということについてのご意見を聞かせていただきたいのですが、これを最後に決めたいと思ひます。

副 会 長　これはなかなか難しい問題だというふうに思います。私も色々な会議に関わらせていただいておりますが、だいたい原則公開という形でやってきております。それは市民の方々が知る権利があるということに基づいているわけですが、できるだけこういう会議というのを透明な形で行うという点でも非常に重要なことだろうというふうに思うんですが、今回はちょっと特殊な事情があるのかなと。今、会長の方からもご説明がありましたように、前回の審議会で示された方向性を今回はかなり具体的に詰めていくという作業をしていく中で、特定の園名が挙がったりすることがある可能性があるわけですね。その特定のところが必ずしも最終的にですね、何らかの形で統合したりというような形になるかどうか分からないということがあると。そうすると審議の断片をとらえてそれでもって話が広まっていってしまうというようなことがあると。審議をしていく上では難しい部分があるのかなと。そうしますと委員の方々も率直な意見が出せないようなことになったりする可能性があるのかなと。そういう意味では極めて例外的なことだというふうにとらえて非公開ということもあり得るんじゃないかというふうに私自身は考えております。

会 長　ありがとうございました。他の委員の先生方どうでしょうか。是非、ご意見をお聞かせ願いたいと思います。

G 委 員　それぞれの立場があると思うんですけども、会長さんが言われますように非公開でされた方がより意見を出しやすいんじゃないかと思います。賛成です。

会 長　ありがとうございました。他の委員の方、いかがでしょう。

F 委 員　賛成です。

会 長　ありがとうございます。それ以外の、他の立場のご意見とかございますか、賛成以外の。きたんなくどうぞ。よろしいでしょうか。

非常にデリケートな問題ということでご理解いただいております。本当は原則はもちろん公開ということですし、私もそれは存じあげておりますが、次回につきましては、そういうことで非公開でしばらく審議を尽くして尽くして精一杯やらせていただいて、最終的に結果も、もちろん公表するというのでさせていただきたいと思います。議事録もそういうことで一定期間非公開となります。当然この会議のことはそういうことで委員の方々もお含みおきいただきたいと思います。

それでは、時間も相当経過いたしましたので、本日の会議はここまでということになります。今後の日程などにつきまして、事務局の方からご説明お願いいたします。

事務局 次回・第2回学校教育審議会の日程につきましては、調整のうえ連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

3回目以降は、福祉対策審議会との合同部会をはさみながら、月に1回程度、開催いたしまして、秋ごろには答申をいただければと考えております。これは、あくまでも現時点での目安でございます。今後の審議状況などによりまして変更の可能性もございますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

会長 ということで、非常に時間が短くて、だいたい秋ぐらいまでを目処に何らかの形で今日の諮問に対する答申をもっていくということで、これから審議していきたいと思っております。公立幼稚園、私も大好きです。公私ともどもに良い本市の就学前教育、それから保育のすべてにわたって子どもたちにとって最も良いという方向で考えていけたらいいんじゃないかと思っております。今日は説明が中心でしたけれども、これから活発に本当によりよい方向をそれぞれがそれぞれのお立場でということで委員に入らせていただいておりますので、ご意見をもっと言っていただきまして、そしていい答申にしていきたいというふうに思っておりますので、皆様どうぞよろしく、ご協力のほどをお願いしたいと思います。

それではマイクを事務局の方にお返しいたします。

事務局 長時間のご協議いただきまして、ありがとうございました。次回は7月になるかと思っておりますが、決まり次第、連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。なお次回からの会議に際しましては、本日お配りした資料をご持参いただきますようお願いいたします。

以上で本日の会議を終わらせていただきますが、恐れ入りますが、合同部会の委員に指名されました委員様につきましては、少しでもお残りいただいて日程調整等をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。長時間、お疲れ様でございました。